

## これまでの取組

- 多目的ホールの照明の LED 化、音響設備の更新、会議室の WiFi 環境の整備、液晶プロジェクターの更新、特別会議室のいすの更新等

## 新たな取組

- 労働情報コーナーの設備等の充実
  - ・ 自習スペースの新設、WiFi 環境の整備、利用者用パソコンの設置
- 利用者からの要望を反映した備品の更新・拡充
  - ・ 音楽スタジオ音響機器類、1階電子掲示板等の更新等

## (イ) より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等

広報活動の目的は、多くの方々に「かながわ労働プラザ」を知っていただき、施設の利用や自主事業への参加を増やし、かながわ労働プラザのファンになっていただくことです。この目的を達成するため、次のような取組を実施します。

### ① インターネットによる広報の充実

県民の皆様とかながわ労働プラザをつなぐ「かながわ労働プラザ公式ホームページ」をより見やすくリニューアルするなど、かながわ労働プラザの施設関連情報等の発信力を強化します。

## これまでの取組

- SNS を活用したタイムリーな情報の発信  
ツイッター・フェイスブックなど SNS を活用するとともに、SNS 画面をホームページに掲載することにより、自主事業やイベント等に関する情報をタイムリーに発信しました。

## 新たな取組

- メルマガの発信  
プラザ施設情報や講座の案内等、耳より情報を定期的に配信します。
- ホームページのスマホ対応化  
近年、情報取得手段として、若年者を中心にスマートフォンを使用する方々が多くなっていることから、スマートフォン用の画面も作成します。

### ② その他の広報活動の充実

## これまでの取組

### ■ 定期的な施設広報誌等による広報

- プラザ通信  
県民や地域とのふれあい・交流を深めるための広報誌「プラザ通信」の内容を充実させ、定期的に発行しています。
  - ・ 年3回 1回 3,000部程度発行  
会議室や自主事業の案内、会館からのお知らせやお願い、皆様のご意見への対応状況の紹介、利用者サークルの紹介等を掲載（電子版をホームページに掲載）
- 労働情報コーナーだより
  - ・ 年6回 1回 3,000部程度発行： 新刊のご案内、特集、労働関係法令改正の情報等
  - ・ 県内公共施設 140箇所への配架、労働大学講座等においても配布
- 横浜市広報やタウン誌等の活用

## 新たな取組

### ■ 隠れた需要層をターゲットとする訪問等による営業活動

かながわ労働プラザの多目的ホールや会議室等を使用し、講習会や研修会等を開催していただけそうな新たな利用者層に対して、プラザ部門の担当が訪問し、当施設のセールスポイントを直接PRするなどして、新規利用者の増に努めます。

### ■ 施設案内看板の設置

かながわ労働プラザの施設案内を入口付近に設置することにより、貸しホール・会議室等を積極的にPRします。

### ■ 施設プロモーションビデオの制作・配信

利用率の低い施設（特別会議室・和室・ギャラリー等）のプロモーションビデオを制作し、各種広報媒体で配信するとともに、プラザ1階交流広場のデジタルサイネージで上映し、来館者の皆様にPRします。

### ■ 労働関係団体の広報ネットワークの活用

日頃より密接に連携している労働関係団体のネットワークを通じて、労働者の皆様へPRします。

- 労働関係団体広報誌への掲載

- メーデーにおける広報活動等



## (ウ) 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業等の内容

当協会は、多目的機能を有するかながわ労働プラザの特性を活かし、労働者とそのご家族はもとより、広く県民の方々に有益で楽しめる多彩な自主事業を展開してきました。今後も、労働福祉の拠点施設として、その内容を充実させていきます。

### ① 魅力ある自主講座の充実等

これまで、利用者満足度調査、みなさんの声、プラザ運営委員会（P17）の場等を通じてお聞きした利用者のご意見・要望を踏まえながら、かながわ労働プラザの設置目的である労働者の福祉の増進を図るため、魅力的な自主講座を年々増やしてきました。

今後も、次のような観点から自主講座を充実させることとし、次期指定管理期間において、各年度40講座、受講者数6,300人を目指値として設定し、達成に努めます。

### ■ 新たなニーズに応える自主事業の実施

“知りたい”“学びたい”“体験したい”という県民の皆様からの声に応え、労働、生活、芸術文化教養、健康・未病を4つの柱に、様々な講座を企画し、開催していきます。

### ■ 協会の自主事業の実施

「神奈川県労働大学講座（県との共催事業）」は、大学教授や弁護士、医師、社会保険労務士等を講師陣とし、毎回多くの個人や団体から参加応募いただいており、昨年度は、受講者221人、延べ4,089人のご参加をいただきました。

第4期指定管理期間中においても、労働関係法令の改正や、新たな労働福祉のテーマ等を盛り込み、充実した内容で実施していきます。

### ■ 講座受講方法の新たな取組

感染症等の影響により、かながわ労働プラザにおいて講座が受講できない場合や受講者が欠席された場合の補講対応として、「Web講座」を開催します。

## これまでの自主事業の実績（神奈川県労働大学講座を除く。）

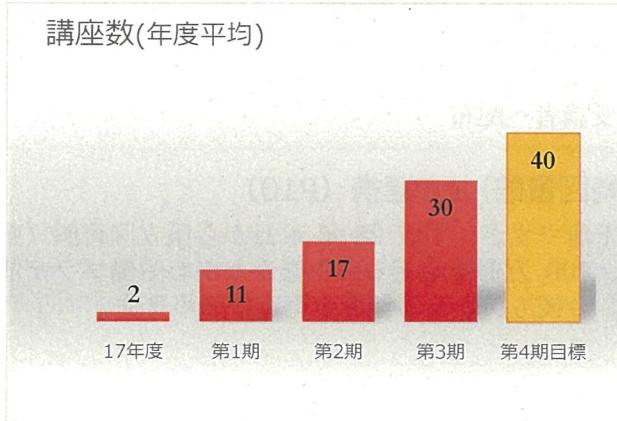
4本の柱	具体的な講座（例）
労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 働く上で必要な労働法基礎知識等の提供や就労支援講座           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働法基礎講座</li> <li>・ 改正労働法講座</li> <li>・ 若年者の就労支援講座</li> <li>・ 働くひとのメンタルヘルス講座</li> <li>・ 生涯現役高齢者就労支援講座 <b>新</b></li> <li>・ 女性の活躍支援講座等 <b>新</b></li> </ul> </li> </ul>
生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活するうえで直面する様々な出来事に関する知識の提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事をやめないための介護準備講座</li> <li>・ セカンドライフに備える投資術入門 <b>新</b></li> <li>・ 一步進んだスマホ活用術 <b>新</b> 等</li> </ul> </li> <li>○ 職業能力を向上させるための資格取得機会の提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地建物取引士資格取得講座</li> <li>・ 簿記資格取得講座</li> <li>・ FP 資格取得講座</li> <li>・ 行政書士資格取得講座</li> <li>・ マンション管理士・管理業務主任者資格取得講座 等</li> </ul> </li> </ul>
芸術・文化教養	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 余暇活動の一環として芸術・文化・教養の機会の提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学びなおす日本の歴史</li> <li>・ 伊勢物語講座</li> <li>・ フラワーアレンジメント講座 等</li> </ul> </li> </ul>
健康・未病	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康で豊かな生活と未病の改善のための機会の提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体が変わる体幹トレーニング教室</li> <li>・ 心とからだをつなぐヨガ入門講座</li> <li>・ 毎日をいきいきと過ごすために！未病改善セミナー <b>新</b> 等</li> </ul> </li> </ul>

※ **新**は、今後実施する予定の講座

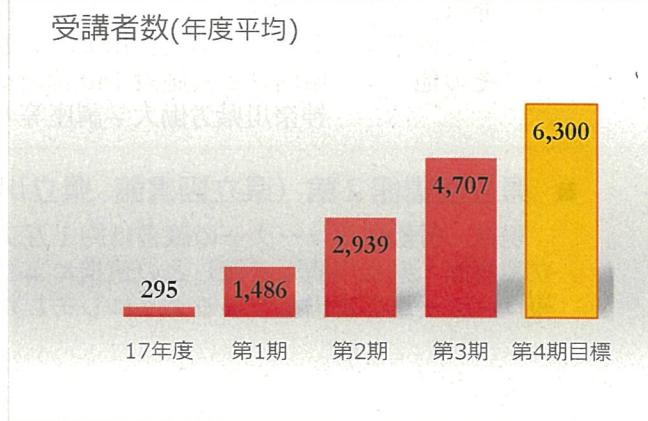
## ■ これまでの実績と次期指定管理期間における目標値の設定（神奈川県労働大学講座を除く。）

年 度	平成 17 年度	第 1 期年度平均 (18 年度～22 年度)	第 2 期年度平均 (23 年度～27 年度)	第 3 期年度平均 (28 年度～元年度)	第 4 期年度目標 (令和 3 年度～7 年度)
講座数 (単年度)	<b>2</b>	<b>11</b>	<b>17</b>	<b>30</b>	<b>40</b>
受講者数 (単年度)	<b>295</b>	<b>1,486</b>	<b>2,939</b>	<b>4,707</b>	<b>6,300</b>

講座数(年度平均)



受講者数(年度平均)



※ 令和 3 年度の自主事業実施計画は、別添資料 1 のとおり。

※ 令和 4 年度以降の自主事業は、利用者の要望等を踏まえ、今後企画

## ② 労働情報コーナーの充実

労働者や県民の皆様が知りたいことを調べられる場、知りたいことを教えてくれる場として、プラザ1階の労働情報コーナーの充実に努めます。

### ■ 労働関係情報資料の提供

就労、就活、労働相談等の関係資料を収集し、提供しています。なお、職業訓練・研修用DVDを労働者や企業へ無料で貸し出しています。

- ・ 資格取得
- ・ スキルアップ
- ・ 各種制度関係
- ・ 研修用DVD(約100本)
- ・ 各種相談関係
- ・ 各種労働講座
- ・ 就活情報等

### ■ 月ごとにテーマを設定した特集コーナー

特集コーナーでは、毎月テーマを決めて関連する書籍をピックアップして紹介しています。

#### 【最近の特集】

2019年 9月	2019年 10月	2019年 11月	2019年 12月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月
障害者雇用	精神障害者 雇用	高齢者雇用	育児・介護 休業	パワーハラ スメント	労働組合	女性労働 女性活躍

### ■ 労働関係新聞記事の閲覧

新聞紙面に掲載された労働関係記事を分野別にスクラップブックに整理し、利用しやすくしています。新聞記事についてはクリッピングし、掲示板に掲載しています。

### ■ 情報端末コーナーの設置

労働情報コーナーに、当協会が運用する「労働関係情報検索サイト」を利用できるパソコン端末を設置し、労働に関する情報を提供しています。

#### 【労働関係情報検索サイトの情報】

- ・ 就職情報
- ・ 労働相談情報
- ・ 資格・試験情報
- ・ 労働関係法情報
- ・ 労働問題情報
- ・ 労働関係資料
- ・ 講座・研修会情報
- ・ 図書情報

### ■ 新刊図書の広報

図書資料選定等委員会により選定された図書等をHPや情報コーナーだよりを通して、紹介しています。

#### \* 図書資料選定等委員会の構成メンバー

外部有識者、神奈川県職員、労働関係団体職員、本部事務局職員・プラザ部門職員

### ■ 労働情報コーナーだよりの発刊(P12)

- ・ 発行回数： 年6回
- ・ 発行部数 1回3,000部程度
- ・ 発行内容： 新刊のご案内、特集、労働関係法令改正の情報等
- ・ その他： 県内の公共施設140箇所へ配架  
神奈川県労働大学講座等の受講者へ配布

### ■ 県立図書館2館(県立図書館、県立川崎図書館)との連携(P10)

現在、労働情報コーナーの蔵書は約1万7千冊ですが、平成28年4月から県立図書館(県立図書館・県立川崎図書館)との連携により、100万冊を超える蔵書をかながわ労働プラザ情報コーナーから貸出しできるようになりました。今後も、さらに機能の充実に努めます。

### ③ 地域・県民の交流の場となるイベント等の開催

かながわ労働プラザの施設の特性を活かし、利用者・地域住民をはじめ、広く県民の方々が交流できる場として、様々なイベントを開催しています。

#### これまでの取組

##### ■ プラザフェスタの開催

プラザを活動拠点として、学習・文化活動を行う団体や自主講座の受講者等により組織されたクラブ・サークル等の活動成果の発表の場として、また、地域住民、関係機関・団体との交流の場として、毎年度開催しています（入場者は3,000人程度）。

##### ■ 地域で活動される音楽家等によるランチタイムコンサート

##### ■ プラザで活動されている自主サークル等の合同作品展

##### ■ 地域活動団体の「よこはまの野菜」& 障がい者団体による手作りパンの紹介



【ランチタイムコンサート】



【よこはまの野菜の紹介】

#### 新たな取組

##### ■ 各種体験教室の開催

剣術体験や歌舞伎くまどり体験等、体験型教室を開催し、県民の皆様に日本文化に触れる機会の場を提供します。

##### ■ プラザ主催フォトコンテストの開催

地域住民や労働者の方々から作品を募集し、利用者の投票により上位入賞者を表彰します。

##### ■ ワンコインシアターの開催

県民の皆様に親子で楽しめる映画を鑑賞し、映像からの感受性、創造性を高めるとともに、親子のコミュニケーションを深めることを目的として、毎年夏に開催します。

なお、小学生以下の子さんは無料とします。

##### ■ フリーマーケットの開催

1階交流広場やギャラリーでフリーマーケットを開催し、地域住民との交流を深めます。

##### ■ 地域住民等を対象とした防犯講習会の開催

伊勢佐木警察署の協力により、振り込め詐欺等の防犯講習会を開催します。

##### ■ サークルや地域の活動を支援する常設展示スペースの設置

当館で活動されるサークルの作品や地場産品等（神奈川なでしこブランド等）の展示スペースを3階、4階のエレベータホールに設置し、サークルや団体の活動を支援します。

##### ■ チャリティーコンサートの開催

地域で活動されるランチタイムコンサートの出演アーティスト等を中心に、チャリティーコンサートを開催します。

## (3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金 イ 利用者への対応

### (ア) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

利用者の声は、公の施設を運営する者にとって最も大切にすべきものと考えています。

そこで、様々な手段により利用者からご意見・ご要望をいただき、これを十分に分析・検討の上、改善を積み重ね、より多くの方々にご利用いただける魅力的な施設にしてまいります。

#### ① 利用者ニーズの把握

##### ■ 日常業務を通じての情報収集

- ・ 職員が利用者の皆様とあいさつを交わすときなどに、積極的にコミュニケーションを心がけ、利用者の生の声を聞きだしています。
- ・ かながわ労働プラザの運営や職員の対応等について、利用者が気軽に回答できる「みんなさんの声」を各階に設け、情報を収集しています。ホームページ上からも「みんなさんの声」を随時受け付けています。

【聴取項目(例)】 施設・設備・機材の状況、清掃状況、職員の対応、ご意見ご要望等

##### ■ 利用者満足度調査（年2回）

年2回（6月、12月）実施し、その結果を利用者サービスの向上等に活用しています。  
なお、アンケート回答者に粗品を配布するなど、回収率アップに努めています。

【調査項目(例)】 利用料金・利用時間の設定、施設・設備・機材の状況、予約、職員の対応等

##### ■ 自主講座終了時のアンケート

自主講座の企画に反映させるため、各講座終了時にアンケート調査を実施しています。

【調査項目(例)】 講座内容、開催日、開催回数、受講料・受講人数、講師・担当職員の対応等

##### ■ プラザ運営委員会からの意見・要望の聴取

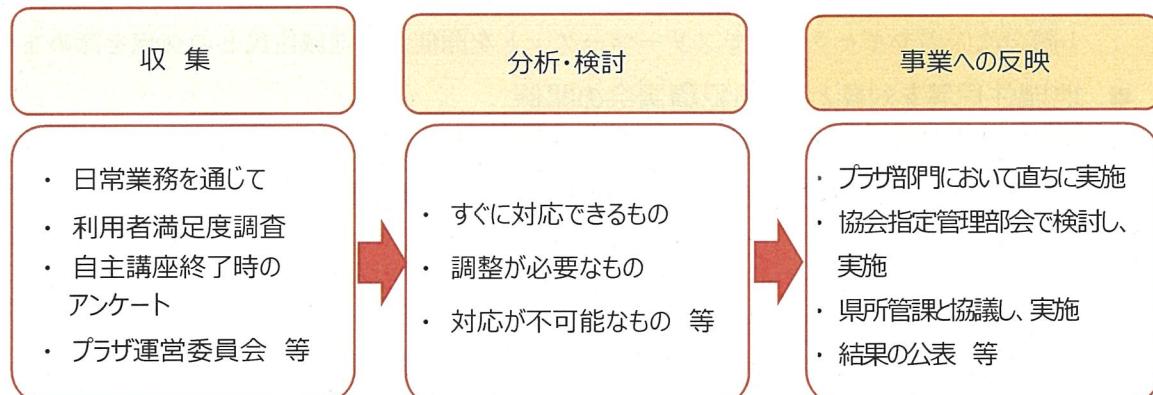
運営委員会は、施設運営全般について、外部の方々から客観的な評価・助言をいただくための組織として設置しており、少なくとも年2回（6月・3月）開催しています。

構成メンバー： 労働団体、使用者団体、地域団体、利用者団体、行政機関等

#### ② 事業等への反映の仕組み

##### ■ 利用者から収集した意見・要望の分析・検討、反映

日常業務を通じて収集した情報、利用者満足度調査、自主講座終了時のアンケート、プラザ運営委員会から収集した情報等をプラザ部門で分析・検討し、対応できるものは直ちに実施し、検討が必要なものは協会指定管理部会(※)において検討の上、対応できる可能性があるもの、対応が不可能なものに整理し、結果を公表しています。



### ※ 協会指定管理部会

当協会の常務理事をリーダーとして、事務局職員、運営する3つの指定管理施設の所属長で構成し、好評を得た自主事業の実例やトラブル・クレーム対応等を共有しながら、利用者サービスの向上策や自主事業の企画等を議論するとともに、利用者からみた施設、自主事業の満足度や職員の対応についてセルフモニタリングを行うこと等により、指定管理施設の運営を一層充実させることを目的として設置しました（四半期一回程度開催）。

### これまでの取組

#### 「みんなの声」「プラザ運営委員会」等から寄せられたご意見・ご要望に応えた事例

- 多目的ホール・ギャラリーの照明のLED化
- 3階、4階トイレのウォシュレットを設置
- 1階屋外喫煙所からの流動煙防止のためのエーカーテンを設置
- 各会議室内に避難経路案内を掲示
- 会議室への WiFi 環境の整備等

### 新たな取組

- 4階会議室蛍光灯のLED化
- 1階ロビーに当日利用案内用デジタルサイネージを設置
- 8階トイレにウォシュレットを設置
- 音楽スタジオ音響設備を更新等

## ③ 苦情処理とトラブルへの対応

### ■ 基本的な考え方

かながわ労働プラザは、不特定多数の方々が利用される公共施設であり、苦情が寄せられることもあります。こうした際は、誠意をもって迅速に対応するとともに、原因を究明し、改善策を講じて施設運営にフィードバックします。

また、当協会が管理運営する他の指定管理施設における苦情・要望等も含め、処理・対応状況をデータベース化し、かながわ労働プラザの運営に活かしています。

### ■ 利用者トラブルの未然防止

#### ● 研修等の実施

「利用受付接遇マニュアル」を活用した職場研修や、毎日のスタッフミーティング等を通じた「プラザコンシェルジュ宣言」の徹底により、利用者に対する言葉遣いや応対姿勢等、職員の接遇に対する意識の向上に努めています。

また、苦情対応に関する専門的な外部研修への参加を促がし、受講者が他の職員に新たな手法等をフィードバックしています。

#### ● 「業務マニュアル」「トラブル事例対応集」等の有効活用

神奈川県立かながわ労働プラザ条例・同施行規則及び各種運用基準や施設利用時の遵守事項等をまとめた「業務マニュアル」を職員全員が熟知し、利用者への適時適切な説明を可能にすることにより、説明不足によるトラブルの未然防止に努めています。

また、受付業務におけるトラブルや様々な問い合わせ等の事例と対応について、第1期指定管理期間から継続して記録している「トラブル事例対応集」や「困った時の虎の巻」を有効活用するとともに、常に最新のものに更新し、組織内で情報を共有し、トラブルを未然に防ぎます。

## ■ 苦情発生時の迅速・丁寧・誠意ある対応（一次対応）

### ● 迅速・丁寧・誠意ある対応

- ・ 苦情の内容を正確に把握し、タイミングよく丁寧にお詫びする。
- ・ 解決に向けて、さらに詳細な事情を聞く。
- ・ 代替が可能な場合には、代替案を提案する。

### ● 県所管課への報告

苦情内容については、直ちに県所管課に連絡し、情報共有を図りながら、速やかな課題解決に努めます。

#### 【苦情対応のケース別留意点】

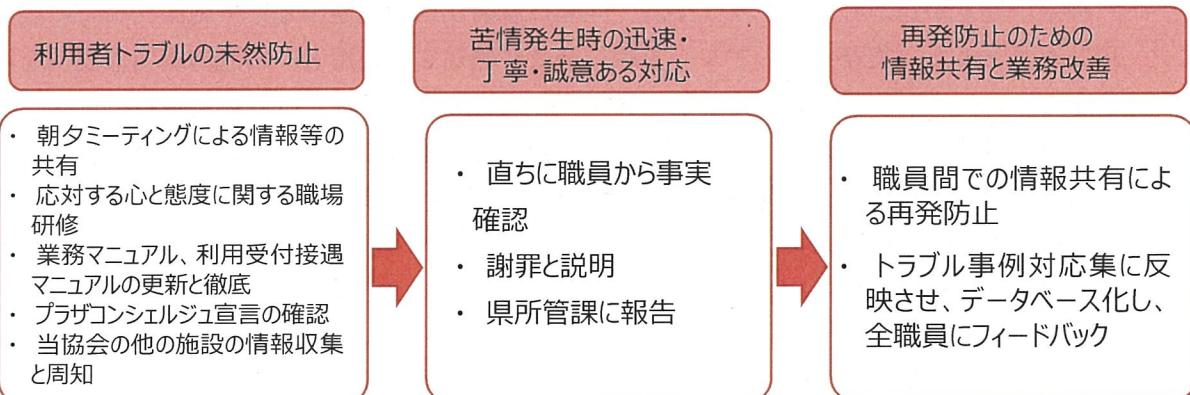
ケース	留意点
来館対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 複数人で対応し、一人は記録することに務める。</li><li>・ 復唱し、相手方のポイントを確認する。</li><li>・ 質問を交え、苦情発生原因等を確認する。</li><li>・ 専門用語は使わない。</li><li>・ できること、できないことを丁寧に説明する。</li><li>・ 苦情申出者の名前、連絡先をお伺いする。</li><li>・ 必要があれば、相手の了承を得て録音をとる。</li></ul>
電話対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 長くなりそうな場合には、こちらからかけ直す。</li><li>・ 苦情対応中の周辺での談笑、私語等は厳に慎む。</li></ul>
手紙対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 封筒は保管、受取日時を記録する。</li><li>・ 匿名の場合は、対応状況を館内、HP等に掲示する。</li><li>・ 必要があれば、事前に解決への提案を準備し、連絡の上、複数人で訪問する。</li></ul>

## ■ 再発防止のための情報共有と業務改善（二次対応）

### ● 発生した苦情の迅速な情報共有

職員連絡帳（ローテーション職員への周知用）やスタッフミーティング等を活用して、苦情等の情報を迅速に職員全員が共有し、再発を防止します。

深刻な問題と判断される場合には、本部事務局に臨時の「プラザ・マネジメント会議」を開催し、原因と経緯、その背景を検証した上で、再発防止に向けた業務の改善を行います。



## (イ) 手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例では、基本理念として、「手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない」と明記されています。

当協会は、この条例を尊重し、次のような取組を推進しています。

### ■ 使いやすい施設づくり

#### ● 耳マークの掲示

筆談や大きめな声で話すなどの対応をする用意ができていることを示す“耳マーク”を1階受付窓口やエレベータホール等に掲示しています。

#### ● 筆談ボードの設置

筆談ボードを1階受付窓口に設置しています。

#### ● コミュニケーションボードの用意

指さしで簡単に意思を伝えることのできるコミュニケーションボードを用意しています。

#### ● 自主講座の際の手話通訳者の手配

自主講座等を受講される際に希望された場合には、手話通訳者を手配しています。

### ■ 協会職員の手話の習得等

#### ● 手話講習会の開催

当協会の職員が聴覚に障がいのある方とより円滑にコミュニケーションがとれるようにするため、県の協力を得て手話講習会を開催（令和2年3月）しましたが、今後も継続的に開催します。

#### ● 手話奉仕員養成講習会への参加 新

障害者総合支援法に基づいて行われている手話奉仕員養成講習会にプラザ部門職員が受講し資格取得することにより、聴覚に障がいのある方とのコミュニケーションをより円滑にします。

#### ● 盲ろう疑似体験の実施 新

見えなくて聞こえない状態を疑似体験することで、盲ろう者の状況を理解し、誰もが利用しやすい施設づくりに活かします。



【手話講習会】



【耳マーク】

## (3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

### ウ 利用料金

#### (ア) 利用料金の設定

かながわ労働プラザの利用料金は、神奈川県立かながわ労働プラザ条例で定められている利用料金限度額の上限で設定することを基本とします。

ただし、利用率が低い日曜・祝日の夜間料金を平日の夜間料金と同額まで引き下げ、利用率の向上を図っています。→ 利用料金表は別添資料2のとおり。

#### ① 利用料金の割引等

利用料金の割引については、これまでの取組を継続するとともに、新たな取組を追加します。

##### これまでの取組

###### ■ 1階ギャラリーの連続利用割引サービス

展示会や作品展等で連続5日以上利用する場合は、半額としています。

###### ■ トレーニング機器利用回数券の発行

9階トレーニングルームの利用料金は、1回あたり310円に設定していますが、利用促進を図るために10枚綴りの回数券を2,790円で販売しています。

###### ■ 駐車場の利用料金上限額の設定

近隣民間駐車場の料金実態等を踏まえ、自動車の利用料金を20分100円、上限額を1日1,500円に設定しています。

また、自動二輪車の利用料金を1時間あたり100円、上限額を1日500円に設定しています。

##### 新たな取組

###### ■ プラザカルチャークラブ・メンバーシップサービス（P10）

メンバーシップに入会した方に、多くの講座に気軽に受講していただけるよう、受講料の割引等の特典を導入します。

#### (イ) 減免の考え方

減免については、神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者業務基準に定められた減免基準に基づき実施します。

なお、次期指定管理期間から、障がいのある方が健康の維持増進を図るためにトレーニング機器を利用する際、障がいのある方と介助の方のトレーニング機器利用料を半額とすることについて、神奈川県立かながわ労働プラザ条例第13条の規定に基づき、県の承認を得る予定としています。

## (4) 事故防止等安全管理

### ア 日常時の安全管理

#### (ア) 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容

利用者の安全と安心を確保することは、公の施設を管理運営する者の最も重要な責務と考えています。

今後も、常に事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時に備え、適切な事前準備と訓練に取り組みます。

##### ① 事故の未然防止対策等

かながわ労働プラザにおけるヒヤリ・ハット事例や関係機関等から収集した事故情報、類似施設における事故の発生状況等を分析し、次のような事故未然防止対策を進めてきましたが、さらに充実に努めます。

項目	内 容
施設の安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>窓ガラス等の飛散防止対策、備品等の転倒防止対策、天井からの落下物対策、安全スペースの確保、情報通信機器の適正管理（テレビ、ラジオ、電話、FAX、パソコン等の通信機器の準備と機能保持）</li><li>利用者の安全・安心を第一に考えた器具や機器の交換・修理、資材の調達等</li><li>中長期修繕計画の県所管課との協議・調整と実行</li></ul>
犯罪等抑止のための声かけと施設内外の巡回の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>来館者への「目配り」「気配り」「声かけ」等を通じた防犯対策の実施</li><li>防犯用品（サスマタ、防護盾等）の用意</li><li>職員の巡回による利用者の安全確保（1日3回以上）、問題の起こりやすい場所や環境の把握と早期改善</li><li>閉館時の施錠等の確認の徹底</li></ul>
反社会勢力・組織等への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>不当要求防止責任者の配置</li><li>警察や公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターとの連携による反社会勢力等の接近の防止（警察との毎月の情報交換の実施等）</li></ul>

##### ② 事故発生時に備えた事前準備と訓練

事故発生時に被害を最小限に抑えるためには、迅速な初期対応とこれに続く充実した事後対応が重要になることを踏まえ、災害時の応急活動対策等について定めた神奈川県地域防災計画に倣って、十分な事前準備と定期的な訓練を行っています。

項目	内 容
危機管理マニュアルに基づく日々の準備の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>地震、火災、緊急事態等に対応する危機管理マニュアルの更新</li><li>地震、液状化、洪水、火災による延焼等の災害時のためのハザードマップを活用した避難経路等の定期的な確認</li><li>県所管課や消防署等との定期的な連絡・調整</li></ul>
緊急連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>プラザ部門職員・本部事務局職員、危機管理責任者（神奈川県かながわ労働センター）、県所管課、建物総合管理業務委託業者、消防署、警察署間における緊急時の連絡体制の構築</li><li>火災や建造物侵入等の発生時における警備会社の警備員急行体制（24時間警備）の確保</li></ul>

## 【事前準備】

項目	内 容								
救命スキルの習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>心肺蘇生法や AED 操作をスムーズにできるよう、全職員の普通救命講習の反復受講（年 1 回実施）</li> </ul>								
非常用の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の職員の施設内待機及び交通機関のマヒ等による帰宅困難者が発生した場合等を想定した飲料水・食糧、毛布、ランタン、簡易トイレ等の備蓄</li> </ul>								
各種感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公益財団法人神奈川県労働福祉協会 かながわ労働プラザ感染症対応行動計画（平成 26 年）」に基づく対応策（マスク・消毒薬等の備蓄、緊急連絡網、臨時休館措置等）の定期的な確認</li> <li>感染症等を防止するため、うがい、手指の消毒、せきエチケットの励行の PR</li> <li>感染を疑う症状が発生した場合における速やかな発熱相談センターや医療機関への連絡と対応策等の確認</li> <li>新型コロナウィルス感染症に対応するための協会内の緊急対策チームの設置と対応策の確認</li> </ul>								
保険の加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・設備や管理運営が原因で発生した人身事故、物損事故に対応するための「公立文化施設賠償責任保険」「公立文化施設災害補償保険」への加入 【保険内容】</li> </ul> <table> <tbody> <tr> <td>● 施設管理責任</td> <td>人身事故：1 事故あたり 1,000,000 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財物事故：1 事故あたり 5,000 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財物事故：1 事故あたり 10,000 千円</td> </tr> <tr> <td>● 駐車場自動車管理責任</td> <td>財物事故：1 事故あたり 42,400 万円</td> </tr> </tbody> </table>	● 施設管理責任	人身事故：1 事故あたり 1,000,000 千円		財物事故：1 事故あたり 5,000 千円		財物事故：1 事故あたり 10,000 千円	● 駐車場自動車管理責任	財物事故：1 事故あたり 42,400 万円
● 施設管理責任	人身事故：1 事故あたり 1,000,000 千円								
	財物事故：1 事故あたり 5,000 千円								
	財物事故：1 事故あたり 10,000 千円								
● 駐車場自動車管理責任	財物事故：1 事故あたり 42,400 万円								

## 【訓練】

項目	内 容
プラザ職員による非常時緊急参集訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震や台風等により交通機関等がマヒし、職員が出勤できない事態を想定した近隣居住職員を中心とする参集と対策本部の設置、建物等の安全性の確認、関係者・機関への連絡等の訓練（年 1 回実施）</li> </ul>
労働福祉協会プラザ消防隊による防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日や夜間等職員が少ない時の非常事態を想定したシミュレーション訓練（年 2 回実施）</li> <li>初期消火訓練・通報連絡訓練・避難誘導訓練・帰宅困難者対応訓練等 * プラザ消防隊：本部事務局、プラザ部門職員、寿労働センター部門、警備員、設備員、清掃員等により編成</li> </ul>
神奈川県かながわ労働センターと連携した防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立かながわ労働プラザの統括防火管理者である神奈川県かながわ労働センターが実施する総合防災訓練（年 2 回実施）への参加</li> <li>初期消火訓練・通報連絡訓練・避難誘導訓練 等</li> </ul>
地域と連携した防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と横浜市が締結した大規模地震等の災害時における施設等の提供に関する協定に基づく寿地区での防災対応組織「寿プラザ地区防災拠点」の委員として、地域の防災訓練等へ参加</li> </ul>